

外貨定期預金規定（証書式）

1. 預金の支払時期

この預金は、外貨定期預金証書（以下「証書」という。）表面記載の満期日以後に利息とともに支払います。

2. 利息

- (1) この預金の利息は、証書表面記載の期間および利率によって計算します。
- (2) 満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの期間について次の利率によって計算します。
 - ① 解約の場合…解約日における外貨普通預金の利率
 - ② 書替継続の場合…書替継続日における外貨普通預金の利率

3. 相場・手数料

- (1) この預金の払戻しに際し、証書表面記載と異なる幣種により支払う場合には、当行所定の為替相場により換算します。この場合手数料をいただくことがあります。
- (2) 証書表面記載の幣種により支払う場合には、当行所定の手数料をいただきます。

4. 外貨現金による払戻し

この預金の外貨現金による払戻しについては、当行の都合により、当行所定の為替相場により換算した当該外貨額相当の円貨により支払うことがあります。

5. 為替予約

- (1) この預金を期日解約する場合に適用する為替相場を確定するため為替予約を締結するときは、別に定める先物外国為替取引規定により取扱います。
- (2) 前項により為替予約を締結した預金は、締結した為替予約の履行のため期日に自動的に解約し、指定の預金口座へ入金させていただきます。なおこの場合、この証書は、期日以後は無効となりますので、直ちに当店へ返却してください。

6. 預金の解約・書替継続

- (1) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章または署名により記名押印または自署して、この証書とともに当行に提出してください。ただし、元金に利息を加えて書替継続するときは、記名押印がなくても取扱います。この場合、届出の印鑑を引続き使用します。
- (2) 前項の解約手続に加え、この預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当行所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。
- (3) この預金は次の各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第2条1号に規定する暴力的不法行為等に該当する行為
 - B 暴対法第9条各号に定める暴力的要求行為に該当する行為
 - C 第三者に暴対法第9条各号に定める暴力的要求行為をなすことを要求し、依頼し、又は唆す行為
 - D その他前各号に準ずる行為

7. 付利単位、満期前解約

- (1) この預金の付利単位は1通貨単位とします。

- (2) 当行がやむをえないものと認めて満期日前に解約する場合および第6条第3項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの期間について解約日における外貨普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

8. 自動継続

この預金を自動継続とする場合は、以下の条項にしたがいます。

- (1) この預金は、証書記載の満期日にあらかじめ指定された方法により利息を指定口座へ入金するか、または元金に組入れて前回と同一の期間の外貨定期預金へ自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）から満期日の前日までの旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。
- (4) 利息については以下の条項にしたがいます。
 - ① この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの期間、証書記載の利率（継続後の預金については本条(2)の利率）、および当行所定の付利単位によって計算します。
 - ② 前号により計算した利息について指定口座への入金ができず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の署名または印章により、署名または記名押印してこの証書とともに当行へ提出してください。
 - ③ 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの期間について、解約日または書替継続日における当行所定の外貨普通預金の利率によって計算します。
 - ④ お客様の申出により当行がやむをえないものと認めて満期日前に解約する場合、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの期間について解約日における当行所定の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

9. 自動解約

この預金を自動解約とする場合は、以下の条項にしたがいます。

- (1) この預金は、証書表面記載の満期日に自動的に解約し、元金をあらかじめ指定された預金口座へ入金するものとします。なおこの場合、この証書は、満期日以降は無効となりますので、直ちに当行へ返却してください。
- (2) 利息については、前記2の記載と同様に取扱います。

以上

2019年5月10日現在